

「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価 ガイドライン(案)」について<概要>

資料2-2

平成29年8月 検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議

平成28年5月の中央教育審議会答申を受け、民間の検定試験の質や信頼性の維持・向上に資するため、民間検定事業者の自主的な取組の目安として、検定試験の自己評価、情報公開及び第三者評価に関するガイドライン(案)をとりまとめ、今後、パブリックコメントを経てガイドラインを策定予定。

(注)本ガイドラインの対象としては、受検者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施するものを想定。

・検定試験の現状と評価の必要性

少なくとも1,000以上(平成25年度時点)の民間検定試験が存在し、分野も非常に多岐にわたる。

検定試験の評価や情報公開を通じて質の維持向上を図り信頼性を確保することは、人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進につながるとともに、検定事業の活性化や生涯学習社会の実現にも資する。

民間検定事業者や受検者の多くが、自己評価や第三者評価の実施の必要性を肯定的に捉えており、適切な評価の取組の普及を図ることが重要。

・検定試験の自己評価

【対象】・自己評価について規制を課すものではないが、検定事業者は、自らの判断により、積極的に自己評価を行うことが強く期待される。

【実施回数】・少なくとも毎年度1回は自己評価に取り組むことを基本。

【評価項目】・本協力者会議において作成した「検定試験の自己評価シート」()を参考にしつつ、検定事業者は、個々の検定試験の目的や内容、規模等に応じた評価項目を設定することが適当。

(平成23年に「検定試験の自己評価に関する研究会」がとりまとめた「自己評価シート」を、その後の社会状況等の変化を踏まえて更新したもの。)

【結果表示】・自己評価シートの各項目に対して、A B C Dの4段階で評価して表示。

【結果を踏まえた改善】・自己評価結果に基づきPDCAサイクルを回していくため、自己評価シートにおいて、改善の方向性を記載。

【結果公表】・自己評価シートは、受検者や活用に分かりやすいよう、具体的に記載するとともに、平易な表現とすることが適当。
・検定事業者がウェブサイト等において自己評価シートを公表することが適当。

・検定試験の情報公開

本協力者会議において作成した「検定試験の情報公開チェックリスト」を参考として、検定事業者は、ウェブサイト等を活用して積極的に情報公開を行うことが求められる。

検定試験の第三者評価

- 【対象】 ・検定事業者は、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが期待される。
・社会の様々な場面で広く活用されることを目指している検定試験や国の後援を受ける検定試験は、第三者評価を受けることが望ましい。
- 【評価頻度】 ・3～4年に1回程度行うことを基本とすることが適当。
- 【負担適正化】 ・小規模な検定事業者でも受けられるよう、評価費用の軽減を図るなど、第三者評価に係る経済的負担や事務負担には十分配慮が必要。
・このため、検定試験の活用状況等に応じて、実地調査を伴わず評価項目も限定した、書類審査のみによる簡易版の評価も可能とすることが適当。
- 【評価主体等】 ・現状では第三者評価体制の整備は十分には進んでおらず、今後実施体制が更に充実することが望まれる。
・組織・運営に関する評価については会計・法令の専門家や検定事業の運営に知見のある者などを、試験問題に関する評価についてはテスト理論の専門家や当該分野の学識経験者などを、評価者として含めることが適当。
- 【評価内容】 ・評価内容は、「検定試験の運営・組織に関する項目」と「検定試験の試験問題に関する項目」に分類できる。それぞれの評価項目のイメージを提示するが、具体的な評価項目は、第三者評価機関において定めることとする。
・「検定試験の試験問題に関する項目」は、一律に実施を求めるものではなく、評価の実施の有無を検定事業者が判断した上で、実施する場合の評価項目は第三者評価機関が定めることを基本とする。
- 【評価方法】 ・フルセット版か簡易版のいずれによるものかを明示した上で、各評価項目ごとに評定を付し、全体評価については各項目の評価結果を踏まえた講評により行う。
・講評等については、受検者や活用者に理解しやすく、かつ検定事業者の事業意欲を促し、今後の運営改善に役立てるという視点を意識した記述が期待される。
- 【結果公表】 ・評価結果は、検定事業者とともに、第三者評価機関でも公表することが適当。

国に求められる役割

本ガイドラインの内容について、検定事業者等に丁寧に説明して理解を得ることが求められる。

特に第三者評価については、自己評価や情報公開に比べ、一層の環境整備が求められる。このため、国が第三者評価事業を後援することや、第三者評価等の結果を受検者等に公表するための場を提供することを含め、国による積極的な広報・啓発が必要。

検定試験の評価が円滑に実施されるためには、本ガイドラインを踏まえた第三者評価の試行的な事業の実施や、評価の普及・定着に向けた更なる取組が期待される。